

令和3年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

<令和3年4月1日現在>

令和3年12月

大分県総務部市町村振興課

# 目次

1	市町村職員の給与の状況	
(1)	ラスパイレス指数の状況	1
(2)	平均年齢・平均給料月額（一般行政職）	4
(3)	給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）	5
(4)	市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	6
(5)	昇給制度の見直しの状況	7
(6)	扶養手当の状況	8
(7)	住居手当の状況	9
(8)	期末・勤勉手当の状況	10
2	市町村職員の定員の状況	12
3	市町村職員の勤務条件の状況	14
	（参考）地方公務員の給与等に関する諸原則	15

## 1(1) ラスパイレス指数の状況

### 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

（概要）

- ・ 県内市町村の給料水準は、ラスパイレス指数（R3・4・1現在）で見ると、市平均100.2ポイント（全国市平均98.8ポイント）、町村平均97.5ポイント（全国町村平均96.3ポイント）となっています。

ラスパイレス指数は、「給料」について算出したものです。

区 分	H16	R2	R3	増減	
				H16 R3	R2 R3
県内 市平均	100.2	100.2	100.2	0.0	0.0
全国 市平均	98.2	98.9	98.8	0.6	0.1
県内 町村平均	97.8	97.8	97.5	0.3	0.3
全国 町村平均	93.7	96.4	96.3	2.6	0.1
県内市町村平均	99.2	100.1	100.1	0.9	0.0
全地方公共団体 平均	97.9	99.1	99.0	1.1	0.1

（職員数による加重平均）

#### ラスパイレス指数とは

毎年4月1日における地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

#### 「給料」と「給与」の違い

「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指し、「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を指す。

### 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

（概要）

ラスパイレス指数が100以上の団体は、令和3年4月1日現在で10団体となっています。

区 分	H16	R2	R3	増減	
				H16 R3	R2 R3
100以上	13	10	10	3	0
95以上 100未満	41	7	7	34	0
95未満	4	1	1	3	0
県内市町村数	58	18	18		

団体別ラスパイレス指数

令和3年4月1日現在で給料削減措置を実施している団体は8団体です。

市町村名	R3年	R2年	前年比	令和3年度における 給与削減措置
大分市	100.2	100.1	0.1	措置有り
別府市	100.1	99.7	0.4	-
中津市	101.3	101.0	0.3	-
日田市	100.1	100.2	0.1	-
佐伯市	100.2	100.4	0.2	-
臼杵市	100.4	99.1	1.3	-
津久見市	99.4	99.7	0.3	-
竹田市	99.7	99.8	0.1	措置有り
豊後高田市	99.9	100.0	0.1	-
杵築市	96.2	96.0	0.2	措置有り
宇佐市	99.6	100.2	0.6	措置有り
豊後大野市	100.3	100.8	0.5	-
由布市	100.4	100.5	0.1	措置有り
国東市	100.9	100.7	0.2	措置有り
市平均	100.2	100.2	0.0	-
(全国市)	98.8	98.9	0.1	-
姫島村	81.1	81.1	0.0	-
日出町	98.3	98.7	0.4	措置有り
九重町	99.6	99.8	0.2	措置有り
玖珠町	100.2	100.7	0.5	-
町村平均	97.5	97.8	0.3	-
(全国町村)	96.3	96.4	0.1	-
市町村平均	100.1	100.1	0.0	-
全地方公共団体平均	99.0	99.1	0.1	-
大分県	99.3	99.3	0.0	-

## 大分県内市町村のラスパイレス指数の推移

市町村名	旧市町村名	H16年	H23年	H24年	(参考値)	H25年	(参考値)	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
大分市	大分市	100.9	101.7	110.5	102.1	110.3	101.9	100.9	100.6	100.1	100.2	100.0	100.0	100.1	100.2
	野津原町	101.3													
	佐賀関町	97.8													
別府市		98.0	100.3	109.7	101.4	109.1	100.8	98.4	100.7	100.9	100.9	100.7	100.2	99.7	100.1
中津市	中津市	99.3	98.9	108.9	100.6	109.4	101.0	98.6	101.6	102.0	102.0	101.2	101.3	101.0	101.3
	三光村	97.3													
	本耶馬溪町	96.9													
	耶馬溪町	97.6													
	山国町	99.2													
日田市	日田市	100.8	101.8	110.7	102.3	110.5	102.1	98.7	101.0	101.2	100.9	101.0	100.5	100.2	100.1
	前津江村	92.8													
	中津江村	89.6													
	上津江村	88.8													
	大山町	96.8													
	天瀬町	97.7													
	佐伯市	101.1													
上浦町	98.1														
弥生町	96.8														
本匠村	99.7														
宇目町	97.6														
直川村	97.0														
鶴見町	99.9														
米水津村	96.9														
蒲江町	100.9														
臼杵市	101.8	100.6	108.9	100.6	108.5	100.3	96.6	100.0	100.6	100.6	100.6	100.8	101.2	99.1	100.4
野津町	96.8														
津久見市		99.8	99.8	108.3	100.0	108.6	100.2	100.3	100.5	100.3	100.3	98.1	99.4	99.7	99.4
竹田市	竹田市	99.6	100.4	108.5	100.2	108.7	100.4	98.4	99.3	100.5	99.7	99.8	99.5	99.8	99.7
	荻町	100.0													
	久住町	97.0													
	直入町	95.9													
豊後高田市	豊後高田市	98.7	99.0	107.7	99.6	107.0	98.8	99.1	99.7	99.7	100.0	100.1	100.1	100.0	99.9
	真玉町	98.1													
	香々地町	97.1													
杵築市	杵築市	99.0	101.3	109.2	101.0	110.0	101.7	98.8	101.6	100.9	100.7	100.5	100.2	96.0	96.2
	大田村	99.8													
	山香町	96.8													
宇佐市	宇佐市	100.5	100.8	108.4	100.2	108.1	99.9	99.1	101.2	102.0	101.2	100.9	100.4	100.2	99.6
	院内町	99.5													
	安心院町	97.7													
豊後大野市	三重町	99.6	100.8	109.6	101.2	108.4	100.1	98.5	101.1	101.0	100.5	100.3	100.6	100.8	100.3
	清川村	100.2													
	緒方町	96.0													
	朝地町	97.3													
	大野町	98.6													
	千歳村	97.6													
	犬飼町	98.7													
由布市	挾間町	98.9	101.7	109.9	101.6	110.0	101.6	100.7	101.1	102.2	99.8	101.6	100.5	100.5	100.4
	庄内町	98.0													
	湯布院町	99.7													
国東市	国見町	95.1	102.2	109.5	101.2	109.1	100.8	98.4	102.6	101.2	101.1	100.5	100.6	100.7	100.9
	国東町	99.5													
	武蔵町	96.6													
	安岐町	101.1													
姫島村		73.5	72.9	78.9	72.9	78.6	72.5	74.9	75.7	76.3	79.2	79.6	81.1	81.1	81.1
日出町		101.4	101.1	110.0	101.6	109.1	100.8	98.2	100.8	100.1	99.8	99.8	99.5	98.7	98.3
九重町		102.0	102.7	108.0	99.8	108.2	100.0	98.7	99.4	100.8	99.5	99.7	99.5	99.8	99.6
玖珠町		100.1	99.8	108.8	100.5	108.9	100.6	97.7	102.0	101.4	101.6	97.9	100.5	100.7	100.2
県内市平均		100.2	100.9	109.4	101.1	109.1	100.9	98.9	100.9	101.0	100.7	100.6	100.5	100.2	100.2
全国市平均		98.2	98.8	106.9	98.8	106.6	98.5	98.6	98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8
県内町村平均		97.8	97.6	105.6	97.6	105.3	97.3	94.9	97.7	97.5	98.0	96.8	97.7	97.8	97.5
全国町村平均		93.7	95.3	103.3	95.5	103.2	95.4	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4	96.3	96.4	96.3
県内市町村平均		99.2	100.6	109.1	100.9	108.9	100.6	98.6	100.7	100.7	100.6	100.4	100.3	100.1	100.1
全地方公共団体平均		97.9	98.9	107.0	98.9	106.9	98.8	98.9	99.0	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1	99.0

平成16～17年度の市町村合併により、「市職員」「町村職員」の構成が大きく変動している。

平成24～25年度の参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

平成26年度のラスパイレス指数の低下は、国家公務員の給与特例減額措置が平成25年7月～平成26年3月であったのに対し、県内市町村の多くは平成25年8月以降に実施し、平成26年4月～5月に終了したことによるものである。

1(2) 平均年齢・平均給料月額状況（一般行政職）

一般行政職の平均年齢は42.3歳となっています。  
また、平均給料月額は324,700円となっています。

市町村名	R3		R2	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
大分市	40.5	315,000	40.4	313,700
別府市	44.1	328,600	44.3	331,900
中津市	41.4	316,500	41.5	316,300
日田市	42.9	327,600	43.0	329,100
佐伯市	43.3	334,900	43.2	335,000
臼杵市	42.4	332,500	42.3	329,300
津久見市	45.4	343,700	45.1	342,200
竹田市	45.8	344,800	45.8	348,500
豊後高田市	44.3	341,300	44.3	342,700
杵築市	43.6	324,600	42.9	320,600
宇佐市	41.9	324,700	42.1	327,300
豊後大野市	46.0	355,800	45.8	355,200
由布市	39.9	313,100	39.8	312,000
国東市	42.6	331,700	43.4	332,200
市平均	42.3	325,900	42.4	326,000
姫島村	41.4	254,800	40.8	252,900
日出町	41.6	310,100	41.0	310,300
九重町	38.3	298,200	38.1	295,200
玖珠町	42.9	336,000	42.5	334,600
町村平均	41.2	308,900	40.8	307,800
市町村平均	42.3	324,700	42.2	324,700
全地方公共団体平均	42.1	316,040	42.1	316,993
大分県	42.3	319,900	42.7	323,559

### 1(3) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

給料表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきですが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮又は強化されることを前提に同委員会が行った算定や明示等を参考にして、市町村が給料表を整備することにより、間接的に地域民間給与を反映させるよう検討すべきものとされています。

（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）

国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
別府市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600		
中津市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600		
日田市	247,600	304,200	350,000	384,200	396,000	410,200	444,900			
佐伯市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600		
臼杵市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900			
津久見市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900			
竹田市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600		
豊後高田市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900			
杵築市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900			
宇佐市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600		
豊後大野市	247,600	304,200	350,000	381,000	394,000	410,200	444,900			
由布市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900			
国東市	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	413,000	444,900			
姫島村	247,600	304,200	350,000	381,000						
日出町	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900			
九重町	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900			
玖珠町	247,600	304,200	350,000	381,000	394,000	410,200	444,900			
大分県	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	527,500	
国	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	559,500

竹田市に8級の在職者はいない。

独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている。）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
大分市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	527,500	

1(4) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上
		(人) (%)										
別府市	442	17	33	83	169	61	53	15	11	-	-	140
		3.8	7.5	18.8	38.2	13.8	12.0	3.4	2.5	-	-	31.7
中津市	504	44	49	137	67	118	30	46	13	-	-	207
		8.7	9.7	27.2	13.3	23.4	6.0	9.1	2.6	-	-	41.1
日田市	451	40	40	60	139	111	53	8	-	-	-	172
		8.9	8.9	13.3	30.8	24.6	11.8	1.8	-	-	-	38.1
佐伯市	590	45	66	60	213	126	50	19	11	-	-	206
		7.6	11.2	10.2	36.1	21.4	8.5	3.2	1.9	-	-	34.9
臼杵市	263	21	23	33	70	60	30	26	-	-	-	116
		8.0	8.7	12.5	26.6	22.8	11.4	9.9	-	-	-	44.1
津久見市	145	7	13	15	43	46	17	4	-	-	-	67
		4.8	9.0	10.3	29.7	31.7	11.7	2.8	-	-	-	46.2
竹田市	195	7	11	28	69	37	17	26	0	-	-	80
		3.6	5.6	14.4	35.4	19.0	8.7	13.3	0.0	-	-	41.0
豊後高田市	220	11	14	36	43	65	29	22	-	-	-	116
		5.0	6.4	16.4	19.5	29.5	13.2	10.0	-	-	-	52.7
杵築市	246	7	16	33	99	53	23	15	-	-	-	91
		2.8	6.5	13.4	40.2	21.5	9.3	6.1	-	-	-	37.0
宇佐市	446	41	57	46	94	144	32	28	4	-	-	208
		9.2	12.8	10.3	21.1	32.3	7.2	6.3	0.9	-	-	46.6
豊後大野市	285	12	12	23	54	113	40	31	-	-	-	184
		4.2	4.2	8.1	18.9	39.6	14.0	10.9	-	-	-	64.6
由布市	257	34	44	37	55	41	17	29	-	-	-	87
		13.2	17.1	14.4	21.4	16.0	6.6	11.3	-	-	-	33.9
国東市	265	26	24	30	45	95	14	31	-	-	-	140
		9.8	9.1	11.3	17.0	35.8	5.3	11.7	-	-	-	52.8
姫島村	52	21	17	1	13	-	-	-	-	-	-	0
		40.4	32.7	1.9	25.0	-	-	-	-	-	-	0.0
日出町	157	13	24	31	41	25	19	4	-	-	-	48
		8.3	15.3	19.7	26.1	15.9	12.1	2.5	-	-	-	30.6
九重町	110	14	10	27	28	16	7	8	-	-	-	31
		12.7	9.1	24.5	25.5	14.5	6.4	7.3	-	-	-	28.2
玖珠町	141	7	11	14	56	32	15	6	-	-	-	53
		5.0	7.8	9.9	39.7	22.7	10.6	4.3	-	-	-	37.6
大分県	3,912	360	499	753	1,045	799	126	247	65	18	-	1,255
		9.2	12.8	19.2	26.7	20.4	3.2	6.3	1.7	0.5	-	32.1
国	139,627	17,268	15,300	29,399	33,880	20,322	15,860	3,854	2,146	1,330	268	43,780
		12.4	11.0	21.1	24.3	14.6	11.4	2.8	1.5	1.0	0.2	31.4

竹田市は8級制だが、8級に職員がない。

独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上
		(人) (%)										
大分市	1,785	85	326	290	520	302	127	65	41	29	-	564
		4.8	18.3	16.2	29.1	16.9	7.1	3.6	2.3	1.6	-	31.6

### 1(5) 昇給制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日
大分市		H28.1.1～
別府市		R5.1.1実施予定
中津市		R2.1.1～
日田市	未実施 (56歳昇給停止)	
佐伯市		R2.1.1～
臼杵市		H27.1.1～
津久見市		H30.1.1～
竹田市	未実施	
豊後高田市		R3.4.1～
杵築市		H30.1.1～
宇佐市		H28.1.1～
豊後大野市		H28.4.1～
由布市		H28.1.1～
国東市		H27.4.1～
姫島村		H26.1.1～
日出町		H30.4.1～
九重町		H26.1.1～
玖珠町		H27.4.1～
大分県		H26.1.1～
国		H26.1.1～

1(6) 扶養手当の状況（令和3年4月1日現在）

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

配偶者、子、父母等、職員に配偶者がいない場合、特定期間加算

（満15歳～満22歳にある子に対するへの加算）の月額を記載しています。

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年4月1日より段階的に見直しを実施。

市町村名	配偶者		子	父母等		1人（配偶者なし）		特定期間加算
	7級相当以下	8級相当		7級相当以下	8級相当	子	父母等	
大分市	6,500円	3,500円	11,000円	6,500円	3,500円	と同様	と同様	5,600円
別府市	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	と同様	と同様	5,000円
中津市	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	と同様	と同様	5,000円
日田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,500円
佐伯市	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	と同様	と同様	6,000円
臼杵市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,500円
津久見市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,000円
竹田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,500円
豊後高田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	6,000円
杵築市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,000円
宇佐市 は制度完成時	11,500円 7,000円	11,500円 3,500円	10,000円	7,000円	7,000円 3,500円	と同様	9,500円 7,000円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	11,000円	7,000円	-	と同様	と同様	6,000円
由布市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,500円
国東市	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,500円
姫島村	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,000円
日出町	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,000円
九重町	6,500円	-	10,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,000円
玖珠町	6,500円	-	11,000円	6,500円	-	と同様	と同様	5,000円
大分県	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	と同様	と同様	5,000円
国	6,500円	3,500円	10,000円	6,500円	3,500円	と同様	と同様	5,000円

1(7) 住居手当の状況

は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、  
は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。 県内全団体が廃止しています。

市町村名	借家・借間 (上限額)	自宅	経過措置の内容							備考
			廃止前	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
大分市	28,500円	H26.4.1廃止								
別府市	27,000円	H30.4.1廃止	5,300円	3,300円	2,800円					
			6年以上 3,600円	1,600円	1,100円					
中津市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円							
			2年以上 3,000円	2,100円	1,800円	1,500円				
日田市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円	2,900円	2,400円	1,500円				
			7年以上 3,000円	1,400円	900円	0円				
佐伯市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円	2,500円	2,000円					
			7年以上 2,500円	2,100円	2,000円					
臼杵市	27,000円	H31.4.1廃止	6,000円	5,400円	5,200円	5,000円	4,800円			市内在住者のみに支給
			9年以上 4,000円	3,700円	3,600円	3,500円	3,400円			
津久見市	27,000円	H30.4.1廃止	2,500円	2,500円	2,500円					
			5年以上 0円	0円	0円					
竹田市	27,000円	H30.4.1廃止	2,500円	2,100円	2,000円	1,500円				
豊後高田市	27,000円	R3.4.1廃止	4,500円	4,400円	4,300円	4,200円	4,100円	4,000円	3,900円	
			7年以上 3,000円	2,900円	2,800円	2,700円	2,600円	2,500円	2,400円	
杵築市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円	2,500円	2,000円	1,800円				
			6年以上 3,000円	2,200円	2,000円	1,800円				
宇佐市	27,000円	R2.4.1廃止	5,500円	5,100円	4,900円	4,700円	4,500円	4,300円		
			7年以上 3,500円	3,300円	3,200円	3,100円	3,000円	2,900円		
豊後大野市	27,000円	H30.4.1廃止	3,400円	2,600円	2,300円	2,000円				市内在住者のみに支給
由布市	27,000円	H30.4.1廃止	5,500円	4,700円	4,500円	4,000円				
			7年以上 2,500円	2,200円	2,000円	1,500円				
国東市	27,000円	R3.4.1廃止	4,500円	4,400円	4,300円	4,200円	4,100円	4,000円	3,900円	市内在住者のみに支給
			6年以上 3,000円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	
姫島村	27,000円	制度なし								
日出町	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円	4,100円	4,000円	3,900円				
			7年以上 3,000円	2,600円	2,500円	2,400円				
九重町	27,000円	H30.4.1廃止	2,500円	500円	200円					
玖珠町	27,000円	R2.4.1廃止								
大分県	27,000円	H25.4.1廃止								
国	28,000円	H21.12.1廃止								

1(8) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。  
 支給月数、 役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、  
 管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (R2.12期)					管理職加算 (R2.12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.45	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 5%
別府市	4.45	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	4.45	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	4.45	0%	5%	10～13%	15%		
佐伯市	4.45	0%	5%	10%	15%	15%	
臼杵市	4.45	0%	5%	10%	15%		
津久見市	4.45	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.45	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	4.45	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.45	0%	5%	10～12%	15%		
宇佐市	4.45	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	4.45	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	4.45	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	4.45	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.45	0%	5%	10%			
日出町	4.45	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.45	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	4.45	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.45	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.45	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

1(8) 期末・勤勉手当の状況

市町村名	役職段階別加算（R3.6期）					管理職加算 （R3.6期）
	1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 5%
別府市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	0%	5%	10%	15%		
佐伯市	0%	5%	10%	15%	15%	
臼杵市	0%	5%	10%	15%		
津久見市	0%	5%	10%	15%		
竹田市	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	0%	5%	10%	15%		
杵築市	0%	5%	10～12%	15%		
宇佐市	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	0%	5%	10%	15%		
姫島村	0%	5%	10%			
日出町	0%	5%	10%	15%		
九重町	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	0%	5%	13%	15%		
大分県	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

経過措置中（4・5級の加算割合を10%とする規則改正済み）

## 2. 市町村職員の定員の状況(令和3年4月1日現在)

県内市町村の一般行政部門の職員数は、令和3年4月1日現在で7,084人となっています。

県下市町村における定員管理の計画については、既に策定済みの団体や、現在策定中の団体など様々ですが、地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的かつ適切な定員管理が必要です。

市町村名	住基人口 R3.1.1	一般行政部門						総職員数	
		職員数(一般行政部門)				人口一人当たりの職員数		R2 (人)	R3 (人)
		R2 (人)	R3 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	R2 (人)	R3 (人)		
大分市	478,463	2,162	2,200	38	1.8	45.2	46.0	3,323	3,369
別府市	115,008	580	564	16	2.8	49.6	49.0	950	957
中津市	83,808	524	515	9	1.7	62.4	61.4	1,188	1,187
日田市	63,994	489	490	1	0.2	75.4	76.6	613	613
佐伯市	69,606	590	572	18	3.1	83.4	82.2	907	884
臼杵市	37,610	253	255	2	0.8	66.2	67.8	395	391
津久見市	16,739	127	124	3	2.4	74.0	74.1	219	219
竹田市	20,855	217	211	6	2.8	101.5	101.2	335	331
豊後高田市	22,433	204	206	2	1.0	90.2	91.8	313	314
杵築市	28,235	229	229	0	0.0	79.3	81.1	539	536
宇佐市	54,845	424	423	1	0.2	76.1	77.1	669	668
豊後大野市	34,692	333	331	2	0.6	94.1	95.4	717	713
由布市	33,954	233	243	10	4.3	67.8	71.6	398	407
国東市	27,163	271	270	1	0.4	97.9	99.4	734	720
姫島村	1,933	49	54	5	10.2	246.1	279.4	126	125
日出町	28,344	146	152	6	4.1	51.3	53.6	214	217
九重町	9,122	111	113	2	1.8	118.8	123.9	150	151
玖珠町	14,980	134	132	2	1.5	87.9	88.1	186	185
市計	1,087,405	6,636	6,633	3	0.0	60.5	61.0	11,300	11,309
町村計	54,379	440	451	11	2.4	80.0	82.9	676	678
市町村合計	1,141,784	7,076	7,084	8	0.1	61.5	62.0	11,976	11,987

「総職員数」

病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

「人口一人当たりの職員数」

R3.4.1一般行政部門の職員数をR3.1.1住基人口数で除し、1万を乗じたもの。

### 市町村別の総職員数の推移

市町村名	職員数(人)											増減(人)	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R3-R2	R3-H23
大分市	3,395	3,315	3,266	3,240	3,213	3,212	3,200	3,212	3,246	3,323	3,369	46	26
別府市	1,067	1,061	1,045	1,038	1,022	1,012	987	967	952	950	957	7	110
中津市	1,109	1,101	1,097	1,118	1,146	1,162	1,173	1,174	1,195	1,188	1,187	1	78
日田市	663	658	652	644	644	638	637	631	619	613	613	0	50
佐伯市	1,026	1,011	980	955	940	924	920	924	916	907	884	23	142
臼杵市	412	408	401	404	402	399	396	395	394	395	391	4	21
津久見市	241	236	234	226	228	226	227	224	219	219	219	0	22
竹田市	429	421	410	390	378	362	352	348	346	335	331	4	98
豊後高田市	336	322	314	311	311	310	305	311	313	313	314	1	22
杵築市	502	499	494	506	527	529	532	534	544	539	536	3	34
宇佐市	676	670	668	664	665	668	668	664	663	669	668	1	8
豊後大野市	759	753	739	749	754	744	733	735	729	717	713	4	46
由布市	394	389	389	394	391	395	396	396	396	398	407	9	13
国東市	734	733	727	723	720	737	735	735	737	734	720	14	14
姫島村	175	173	167	185	182	183	185	182	177	126	125	1	50
日出町	213	209	213	211	212	209	212	210	210	214	217	3	4
九重町	151	149	151	152	152	152	151	149	149	150	151	1	0
玖珠町	190	190	189	188	187	189	190	188	189	186	185	1	5
市計	11,743	11,577	11,416	11,362	11,341	11,318	11,261	11,250	11,269	11,300	11,309	9	434
町村計	729	721	720	736	733	733	738	729	725	676	678	2	51
市町村合計	12,472	12,298	12,136	12,098	12,074	12,051	11,999	11,979	11,994	11,976	11,987	11	485
増減数(前年比)	-	174	162	38	24	23	52	20	15	18	11	-	-

「地方公共団体定員管理調査」のうち、各年4月1日現在の団体の職員数を掲載。

### 3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第4項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

- (1) 市町村の勤務時間及び休憩時間の状況（令和3年4月1日現在）  
 ・ 1週間当たりの勤務時間 38時間45分（1日当たり7時間45分） 全18団体  
 非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。
- (2) 年次有給休暇の取得状況（R2.1.1～R2.12.31 または H2.4.1～R3.3.31 の1年間）

区 分	市	町村	全団体	(参考) 大分県	(参考) 全国市区 町村
平均取得日数(日)	10.6	9	10.5	14.2	11.1

非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

- (3) 介護休暇の取得状況（令和2年度中）  
 介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。【無給】

【市町村】

	介護休暇 取得者数	介護休暇取得者の期間別内訳数					
		1月以内	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	2	2	-	-	-	-	-
女性職員	9	2	3	1	1	-	2
計	11	4	3	1	1	-	2

- (4) 育児休業、育児のための部分休業の取得状況（令和2年度中）  
 育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。  
 部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないとすることができる制度です。【いずれも無給】

【育児休業等の取得者数：市町村】

区 分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	令和2年度新規取得者数	29	1	1
	令和元年度以前からの継続取得者数	4	1	0
女性職員	令和2年度新規取得者数	172	13	2
	令和元年度以前からの継続取得者数	193	18	-
計	令和2年度新規取得者数	201	14	3
	令和元年度以前からの継続取得者数	197	19	0

【令和2年度中に新たに取得可能となった職員における取得者数：市町村】

区 分	育児休業等対象者数	うち		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	322	22 ( 6.8% )	-	-
女性職員	172	170 ( 98.8% )	1 ( 0.6% )	-
計	494	192 ( 38.9% )	1 ( 0.2% )	0 ( 0.0% )

## (参考)

### 地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」があります。

#### (1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

##### ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地公法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他の勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

##### イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

#### (2) 給与決定に関する原則

##### ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項・第204条の2、地公法第24条第5項・第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと、決定されることとなります。

##### イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない」とされており、課長や係長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

以上の原則に則り、市町村においては条例・規則に基づき、給与その他の勤務条件を決定することとなります。